

大塚産業マテリアル株式会社

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性が就業を継続し、労働者すべてが活躍できる雇用環境の整備を行なうため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年 4月 1日～令和8年 3月31日までの2年間

2. 内容

目標1：フルタイム労働者の平均所定外労働時間を9時間以内とする

<取り組み>

- 令和6年4月～ 毎月の所定外労働時間の見える化
- 令和6年9月～ 年間を通じた業務内容からの改善検討
- 令和7年4月～ 時間外勤務の月末予測が多い労働者に対する働きかけ

目標2：年次有給休暇の取得率を60%以上とする

<取り組み>

- 令和6年4月～ 部門ごとに取得目標を設定し、周知をする
- 令和6年9月～ 上長から取得を促すなど取得しやすい職場環境に努める
- 令和7年4月～ 年間を通じて取得計画の策定

目標3：女性労働者を対象とした、結婚・出産後も継続就労できるキャリア形成支援のための研修機会を設ける

<取り組み>

- 令和6年10月～ ロールモデルを示したキャリア形成アンケート
- 令和6年10月～ 女性キャリアアップセミナー等の斡旋
- 令和7年4月～ 女性活躍に関する男性管理職向け研修